

特別区設置に向けた工程表

令和2年1月31日

副首都推進局

目次

1	基本的な考え方	1
2	組織体制	3
3	事務事業	4
4	一部事務組合	5
5	庁舎整備	6
6	システム改修	7
7	町名の決定	8
8	財政調整	
	（1）財政調整制度	9
	（2）予算・決算	10
9	財産・債務	
	（1）財産の承継	11
	（2）債務（債務負担行為）の承継	12
	（3）債務（地方債）の承継	13
10	大阪府・特別区協議会（仮称）～大阪版「都区協議会」～	14

【資料の位置づけ】

本資料は、現時点において副首都推進局において想定している、設置準備期間中の主な設置準備業務の工程をまとめたもの。設置準備業務の詳細の工程は、住民投票後に、府市の関係部局や関係団体等とも協議・調整のうえ検討されるものであり、設置準備業務の検討状況等により、本資料で示している内容が今後変更されることがある。

■ 基本的な考え方

(事務承継の方針)

- ◆ 特別区設置に際して、行政のノウハウや高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう、適正に事務を引き継ぐ
- ◆ 特別区や大阪府において、安定的に住民サービスを提供し、それぞれの役割・機能を十分に発揮できるように、必要な体制を整備する（組織体制・庁舎整備・システム等）

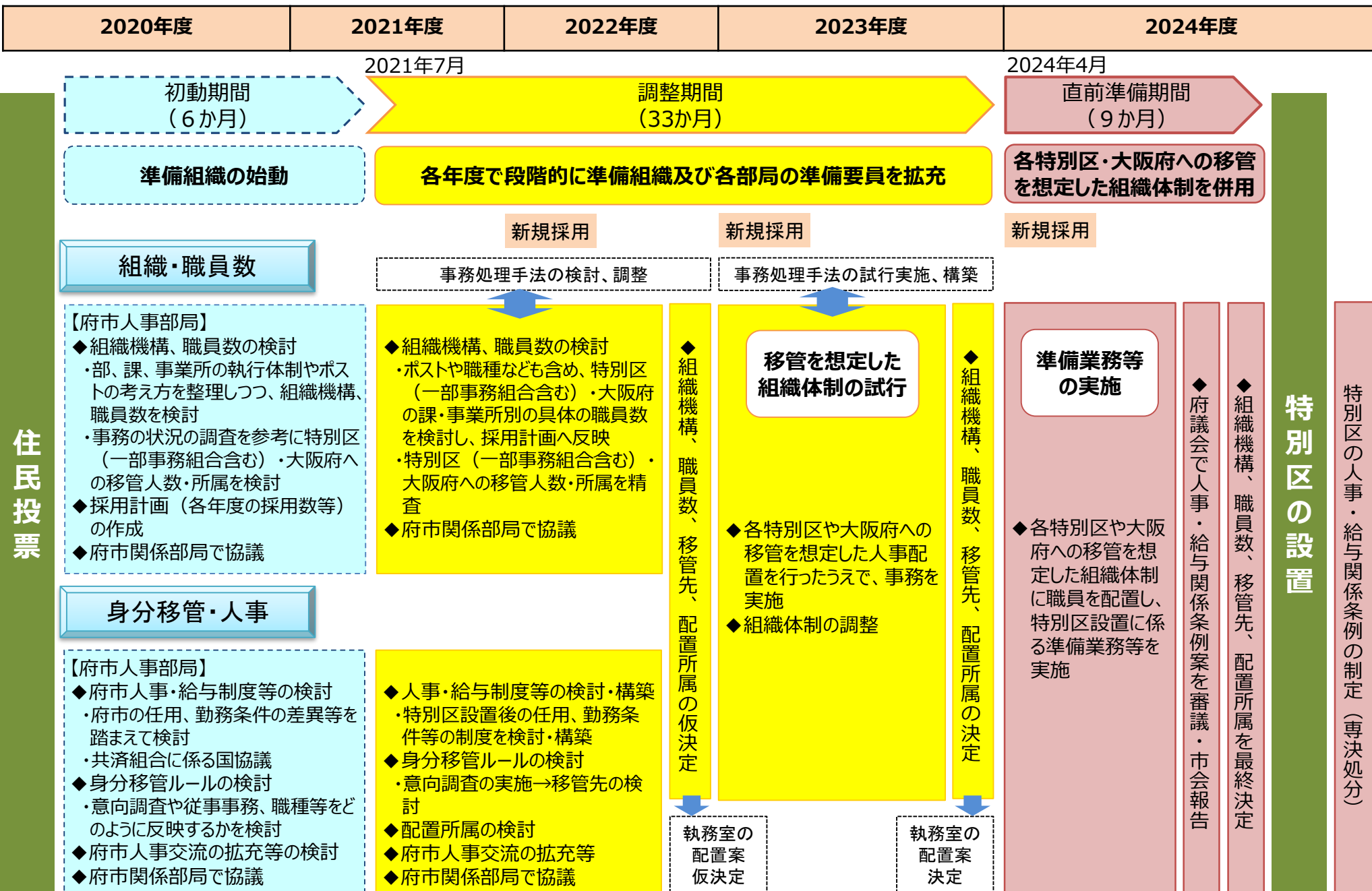
(設置準備業務に係る基本方針)

- ① 住民投票後、設置準備業務を推進する「**準備組織**」の速やかな設置を想定。当該準備組織と府市関係部局が**緊密に連携**し、設置準備業務を着実に進める
- ② 設置準備業務の性質に応じ、**設置準備期間を以下のとおり区分**して進めることを想定
 - ・「**初動期間**」：準備組織の始動、事務分担の更新、課題の把握と対応策の検討
 - ・「**調整期間**」：事務処理手法や組織体制の検討・調整・試行、財政調整制度の詳細設計、庁舎配置案の作成
 - ・「**直前準備期間**」：移管を想定した組織体制による準備業務、府区の予算案の調製、システム運用テスト
- ③ 設置準備業務の進捗に応じ、**検討状況を議会に報告**する
- ④ **住民への周知**を的確に行う

■ 工程表（全体のイメージ）



※「初動期間」「調整期間」「直前準備期間」の時期や長さは、各設置準備業務により異なる



住民投票

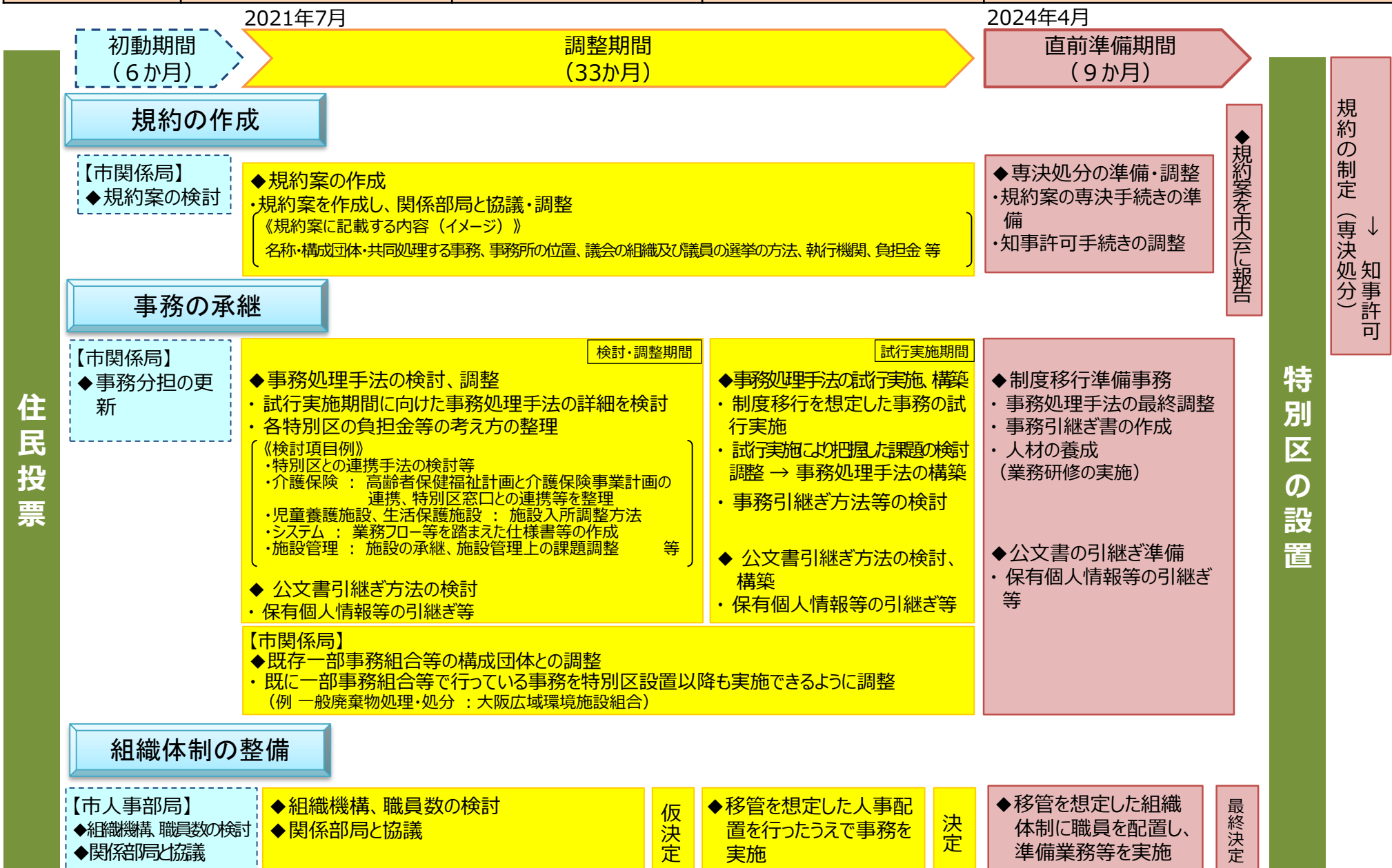
特別区の設置

3 事務事業

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
--------	--------	--------	--------	--------

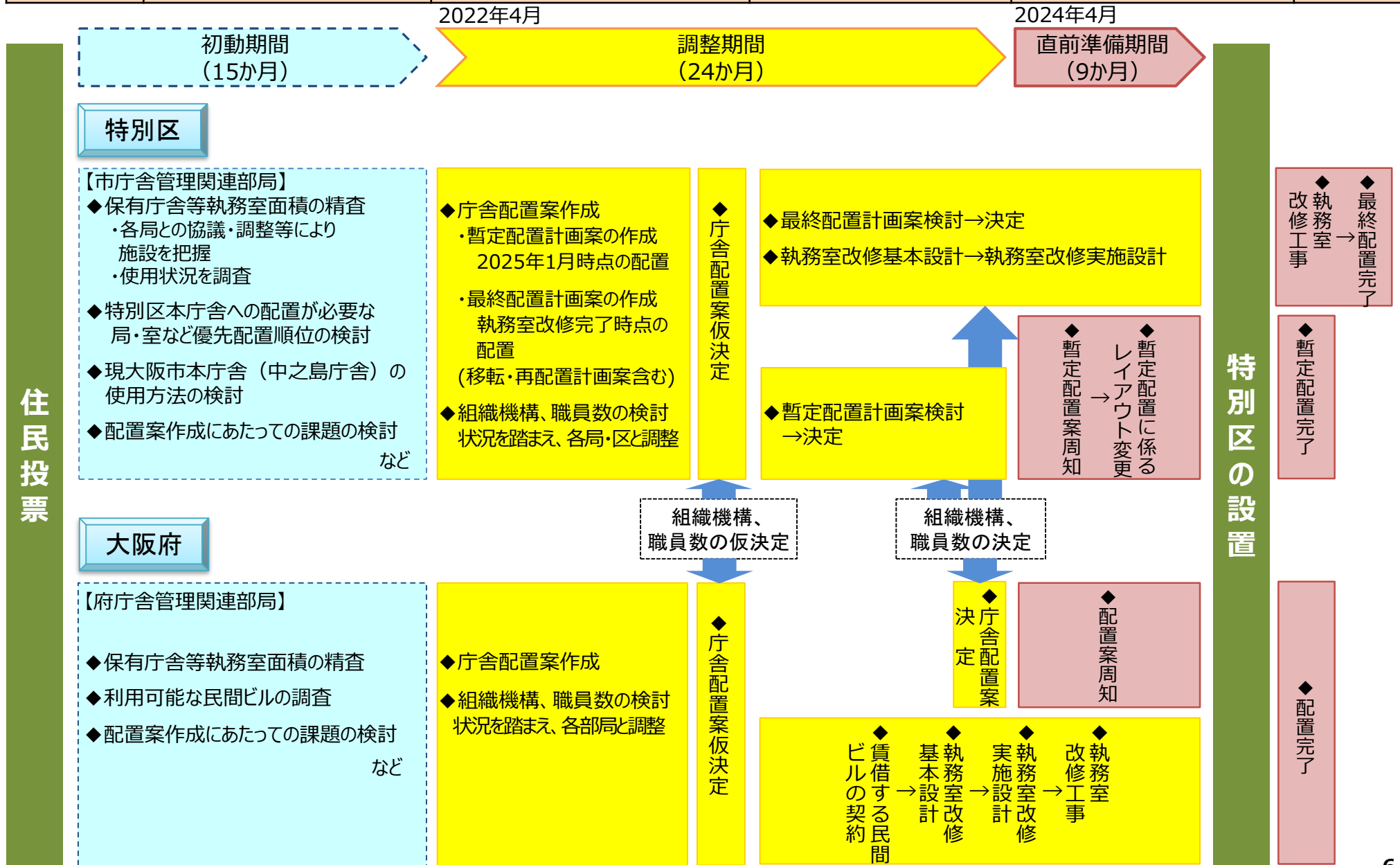


2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
--------	--------	--------	--------	--------



5 庁舎整備

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度～
--------	--------	--------	--------	--------	---------



2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
--------	--------	--------	--------	--------

2021年4月

2024年7月

初動期間
(3か月)

調整期間
(39か月)

直前準備期間
(6か月)

システムの方針検討

システムの設計

システムの改修作業

運用テスト等

特別区

- 【市ICT戦略室・システム所管部局】
- ◆基本方針の確定
 - ・一部事務組合及び各特別区で共通利用することを前提としたルールづくりなど
 - ◆業務要件の確認
 - ・システム化する業務要件の整理や区ごとにアクセスを制限するために権限を仮決定するなど
 - ◆仕様書の作成

- ◆基本設計
 - ・システムの方式・構成・データベースの定義の設計など
- ◆詳細設計
 - ・内部の詳細な仕様の設計など

- ◆プログラムの設計・製造
- ◆移行データの整備
 - ・住所変更に伴う帳票、表示画面の改修など
- ◆単体テスト
 - ・プログラムの品質試験を実施
- ◆結合テスト
 - ・個々のプログラムを結合して品質試験を実施

- ◆統合テスト
 - ・システム全体の品質試験を実施
- ◆追加端末等配置
- ◆運用テスト
 - ・利用部門も含めて一連の業務を検証

大阪府

組織、事務分担等を反映（事務処理手法について、随時連携）
町名を反映

新システムを想定した業務フローに基づく確認

- 【府総務部・システム所管部局】
- ◆基本方針の確定
 - ・ルールづくりなど
 - ◆移管を受けるシステムの確認
 - ・関係部局との調整など
 - ◆業務要件の確認
 - ・システム化する業務要件の整理
 - ◆仕様書の作成

- ◆基本設計
 - ・システムの方式・構成・データベースの定義の設計など
- ◆詳細設計
 - ・内部の詳細な仕様の設計など

- ◆プログラムの設計・製造
- ◆移行データの整備
 - ・プログラムの品質試験を実施
- ◆単体テスト
 - ・プログラムの品質試験を実施
- ◆結合テスト
 - ・個々のプログラムを結合して品質試験を実施

- ◆統合テスト
 - ・システム全体の品質試験を実施
- ◆追加端末等配置
- ◆運用テスト
 - ・利用部門も含めて一連の業務を検証

◆システムの切替作業（年末年始）

特別区の設置

住民投票

※システム（業務）ごとの各工程については、詳細な検討を要する

7 町名の決定

2020年度

2021年度

2022~2024年度

2021年4月

2022年4月

初動期間
(3か月)

調整期間
(12か月)

直前準備期間
(33か月)

町名の決定

◆町名(素案)の作成

◆町名(素案)に対する住民意見聴取の手法検討

〔・聴取対象者や範囲
・実施体制 など〕

※ 区長会と要調整

◆町名(素案)公表

◆住民意見聴取の実施
各区役所と連携のうえ、
・住民へ周知
・住民意見のとりまとめ
・住民意見の反映 など

◆町名(素案)・住民意見等の市会への報告

(市会での議論等を踏まえた町名(案)の調整)

◆町名(案)の決定・公表

◆広報(住民等への周知)

◆関係機関・団体等との調整

システム改修への反映

特別区の設置

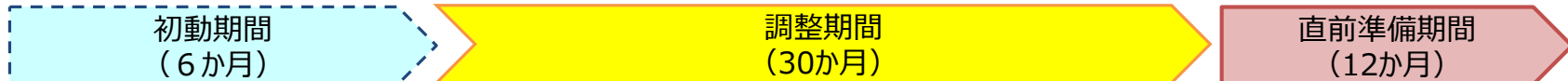
町名の決定(専決処分) ↓ 告示

住民投票

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
--------	--------	--------	--------	--------

2021年7月

2024年1月



- 地方自治法改正
- 2020年度決算積上げ
- 2021年度決算積上げ
- 2022年度決算積上げ

特別区と大阪府の配分割合

- 【府市関係部局】
- ◆ 配分割合の算定
 - ・事務分担の更新を受けた整理
 - ◆ 地方交付税等に関する要望事項の整理

- ◆ 配分割合の算定
 - ・各年度決算の積上げ・精査
- ◆ 地方交付税等の算定基準等の確認
 - ・国の検討状況のフォロー
 - ・国の検討状況に応じた要望等

◆ 財政調整交付金条例骨子案の策定

- ◆ 特別区と大阪府の配分割合の確定

◆ 府議会や市会に、条例案等を報告

特別区間の配分基準

- 【府市関係部局】
- ◆ 個別検討事項の項目整理
 - ・標準的な行政経費や独自施策の算定方法の検討
 - ◆ 府市関係部局との調整
 - ・大阪の実情を踏まえた算定・交付手続きとなるよう情報収集・論点整理

- ◆ 項目別の算定実務の検討
 - ・財政調整交付金（普通交付金）
基準財政需要額の算定に用いる測定単位・単位費用等の検討
生活保護費等の実情に応じた算定の具体的な方法の検討
 - ・財政調整交付金（特別交付金）
算定基準の詳細検討（算定事項・算定方法等）
 - ・目的税交付金

- ◆ 交付手続き等に関するルール検討
(交付決定期日・交付時期・各期別の交付額)

- ◆ 特別区間の配分基準の決定

- ◆ 交付手続き等の決定

透明性の確保

- 【府市関係部局】
- ◆ 毎年度の制度検証のあり方検討
 - ・検証材料、スケジュール等

- 【府市関係部局】
- ◆ 府特別会計設置についての詳細検討

- ◆ 協議会事務局等への事務引継

- ◆ 府特別会計条例改正

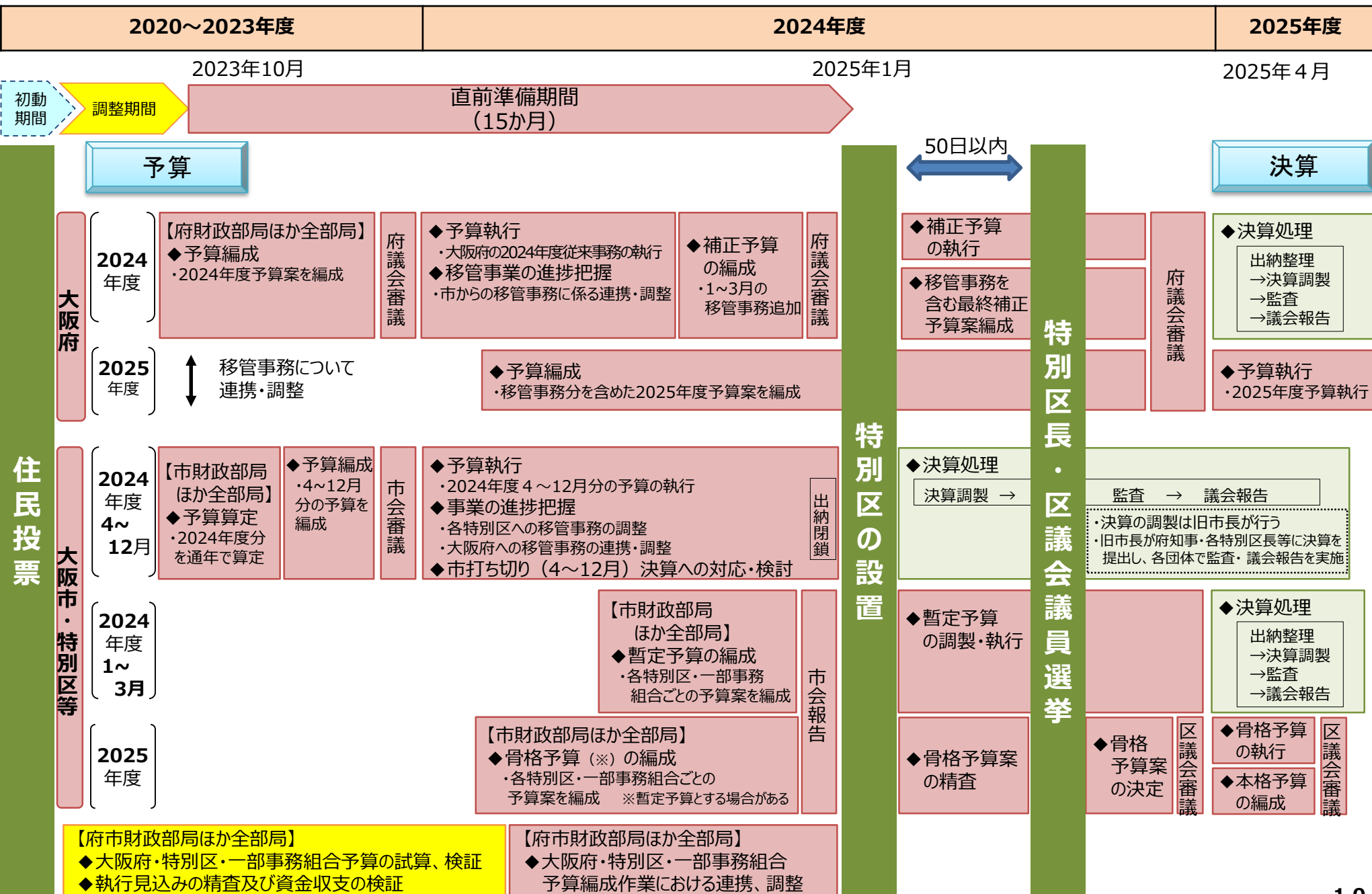
住民投票

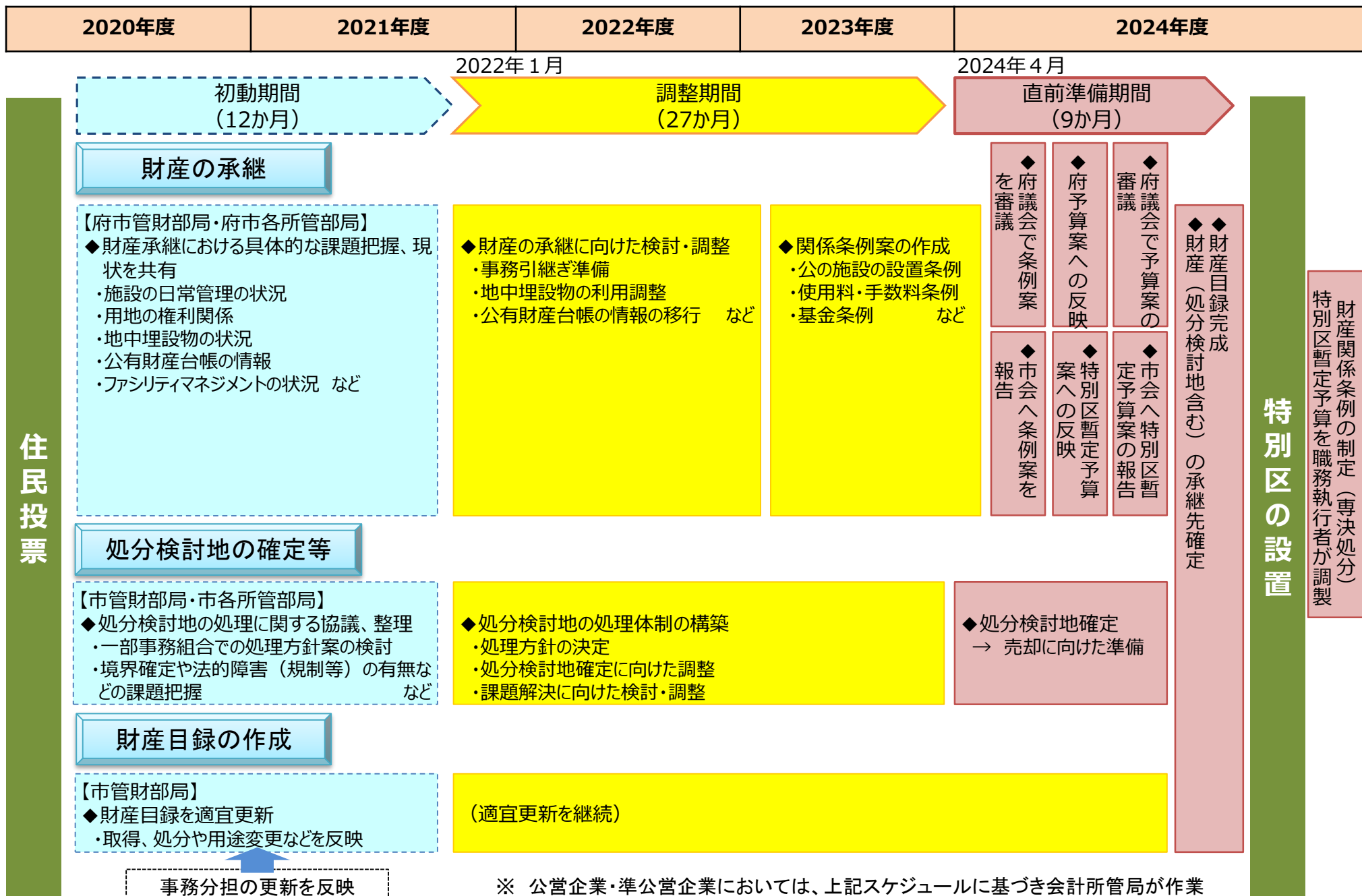
特別区の設置

大阪府・特別区協議会の意見

財政調整交付金条例等制定（知事専決）

8 (2) 予算・決算





住民投票

特別区の設置

※ 公営企業・準公営企業においては、上記スケジュールに基づき会計所管局が作業

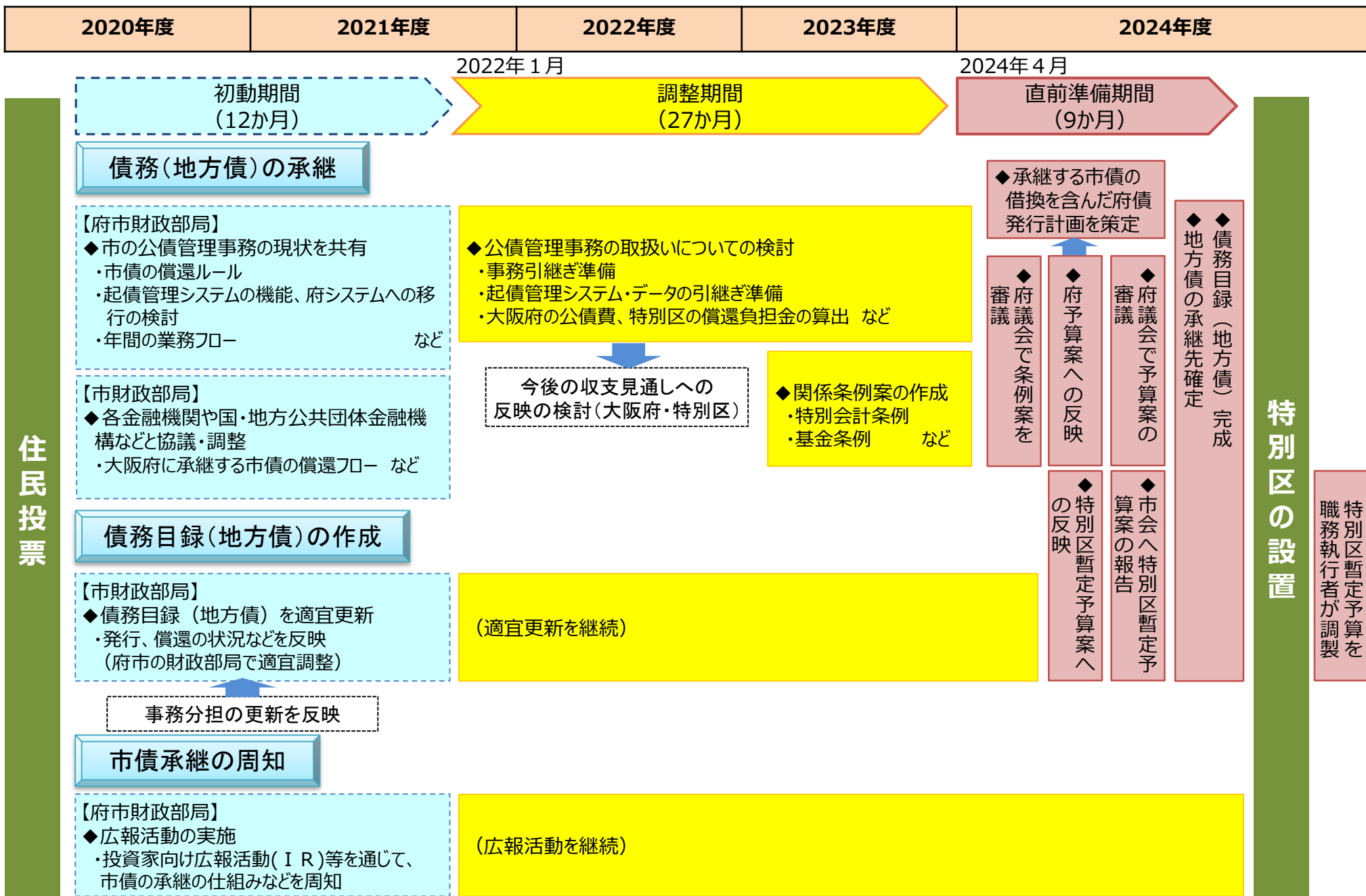
9 (2) 債務（債務負担行為）の承継



住民投票

特別区の設置

特別区暫定予算を職務執行者が調製



住民投票

特別区の設定

10 大阪府・特別区協議会（仮称）～大阪版「都区協議会」～

2020年度

2021年度

2022年度

2023年度

2024年度

初動期間
(6か月)

2021年7月

調整期間
(33か月)

2024年4月

直前準備期間
(9か月)

規程等の作成

自治令改正の反映

【府市関係部局】

- ◆府市の関係部局（財政担当、法務担当等）との意見交換
- ◆東京の都区協議会への意見聴取
- ◆自治法施行令改正に係る情報収集や総務省との調整



◆課題の整理・方針の検討

- ・協議会の委員構成、協議方法等の検討
- ・個別テーマを協議する下部機関の設置・運営のあり方の検討

- ◆運営規程案、年間スケジュール、下部機関の設置・運営のあり方について、関係部局と協議・調整

【運営規程案の主な内容（イメージ）】

- I 会長（会長の選任、任期）
- II 会議（招集、定足数、協議事項、下部機関の設置）
- III 財務（会計、負担金、予算、決算、監査）
- IV 第三者機関（調整委員、調停案、尊重義務）
- V その他（事務局など）

第三者機関の運営

【府市関係部局】

- ◆現行の紛争処理制度（自治紛争処理委員等）に係る情報収集



◆第三者機関における具体的な調停手続きの検討（※）

- ◆調整委員の選定基準の検討

- ◆第三者機関の運営方法をまとめた運営要綱案を検討
- ◆調整委員の候補者名簿の作成

【※想定される主な検討項目】

- ・第三者機関の設置申出手続き
- ・調整委員の任命（同意）手続き
- ・会議の招集、標準処理期間、調停案の決定（合議）手続き

- ◆協議会事務局内の各種内規の整備
- ◆初協議会の開催に向けた調整、準備
- ◆協議会事務局への事務引継
- ◆府議会や市会に、規程案等を報告

特別区の設置

協議会開催 ↓ 知事・職務執行者による運営規程の決定